

阿賀野市告示第 2 1 3 号

阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱（平成 2 1 年阿賀野市告示第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

事業名	対象経費	基準額
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 5 年 9 月 7 日付けこ成事第 4 8 1 号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額
保育環境改善事業	国が定める令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（令和 6 年度補正予算分）交付要綱（令和 7 年 4 月 2 4 日付けこ成環第 1 8 0 号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額

第 1 号様式中「印」を削る。

第 3 号様式中「㊟」を削る。

第 4 号様式及び第 5 号様式中「印」を削る。

第 7 号様式から第 9 号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 1 月 2 8 日から施行し、改正後の阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。